

県・市町村間行財政システム改革推進協議会 平成 25 年度の取組の概要

1 権限移譲の実施について

県・市町村間の協議を踏まえ、事務処理の特例に関する条例に基づき、新規に事務を移譲するとともに、移譲対象市町村や移譲対象事務を追加し、県から市町村への権限移譲を実施した。

平成 25 年度の移譲項目数は、以下の 7 項目。

1	新規に移譲するもの	3 項目
2	既に移譲済みの項目に対象市町村を追加するもの	2 項目
3	既に移譲済みの項目に対象事務を追加するもの	2 項目
	計	7 項目

平成 25 年度中に決定した平成 26 年度の移譲項目数は、以下の 3 項目。

1	新規に移譲するもの	2 項目
2	既に移譲済みの項目に対象市町村を追加するもの	1 項目
	計	3 項目

2 包括的権限移譲の仕組み（チャレンジ市町村制度）について

平成 25 年度においては、前年度に引き続き、検討対象権限の「リスト」と翌年度の移譲に向けた協議対象の「メニュー」について、県・市町村の実務担当者による意見交換会等を経ながら、さらに検討を加え、拡充を行った。

3 神奈川県市町村事業推進交付金の創設について

神奈川県緊急財政対策による県単独市町村補助金の見直しに関し、平成 26 年度当初予算に向けて、県・市町村の実務担当者が参画し、協議を行う場として財政部会を設置し、神奈川県市町村事業推進交付金の創設について検討を行った。

また、協議会に設置された財政部会については、所期の目的を達したことを踏まえ、平成 26 年 3 月 27 日をもって解消した。

4 市町村への県の関与等のあり方に関する検討について

市町村の主体性及び自立性を尊重し、適切な役割分担を図るため、市町村の事務執行等に関する県からの関与等のあり方について、検討を行った。